

会員及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐賀県食でつながるネットワーク協議会（以下「法人」という。）の定款第2章に定めるもののほか、会員の種別及び会費の納入等に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 法人の会員は定款第5条に定める正会員と賛助会員の2種とし、それぞれ次の2種で構成する。

- (1) 施設会員 法人の承認を得て、佐賀女子短期大学3号館の施設の一部を専有的に利用する個人又は団体
- (2) 非施設会員 施設利用がない個人又は団体

(入会金)

第3条 法人の入会金は、当分の間、徴収しない。

(会費)

第4条 法人の会費は次のとおりとする。

(1) 年会費

- | | |
|--------|-------------|
| ア 正会員 | 年間 10,000 円 |
| イ 賛助会員 | 年間 5,000 円 |

(2) 施設会費

正会員及び賛助会員のうち、施設会員となる者は次の施設会費を負担しなければならない。なお、非施設会員は施設会費の負担を要しない。

- | | |
|---|--------------|
| ア 専有面積が5 m ² 未満 | 月額 10,000 円 |
| イ 専有面積が5 m ² 以上20 m ² 未満 | 月額 30,000 円 |
| ウ 専有面積が20 m ² 以上100 m ² 未満 | 月額 50,000 円 |
| エ 専有面積が100 m ² 以上200 m ² 未満 | 月額 70,000 円 |
| オ 専有面積が200 m ² 以上 | 月額 100,000 円 |

2 法人の事業年度（4月1日より翌年3月31日）をもって、各会員の年間会費の期間とする。

3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、次のとおりとする。

(1) 年額で定めるもの

入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年間会費の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年間会費の半額とする。

(2) 月額で定めるもの

月の途中で入会した場合は、当該月は日割り計算せず、翌月からの算定とする。

(会費の納入)

第5条 定款第7条の規定によりこの法人に入会した正会員及び賛助会員は、入会承認の通知を受けた日から30日以内に当該事業年度の年会費を納入しなければならない。

2 入会した次年度以降の年会費及び施設会費は、法人が別に定める納期限までに納入しなければならない。

(会費の免除)

第6条 理事会は、特に免除すべき相当の事由があると認めるときは、会費の免除を議決することができる。

(会費の返還)

第7条 この規程により納入された会費はいかなる理由があっても返還しない。

(休会)

第8条 会員が休会しようとするときは、理由を付して休会届を理事会に提出し承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 定款第8条、第9条及び第10条の規定に該当する場合、会員はその資格を喪失する。

(改正)

第10条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。